

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（ときは翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 教育職員の免許状の授与基準看護、基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- ◇告示 字の区域の変更
- ◇告示 同和对策として実施する環境改善事業補助金交付要綱の廃止
- ◇告示 定期種畜検査の実施
- ◇告示 種畜証明書の有効期間の延長
- ◇告示 地方職員共済組合定款の一部変更
- ◇雑報 昭和三十九年における地方職員共済組合の事業計画及び予算の要旨

規則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

鳥取県規則第三十四号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「七十円」を「百円」に、「四十円」を「七十円」に改める。

第六条中「公共職業訓練」を「訓練」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百八十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五十条及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百八号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

免許状の種類 番号 氏名 本籍地

高等学校助教 昭三九高助第六号 藤井 睦子 鳥取県

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 中井 猛 夏

幼稚園助教諭 昭三九幼助第一号 門脇 惇子 鳥取県

鳥取県告示第二百八十二号

健康保険法の規定による療養に要す費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十四年六月一日承認した基準看護、昭和三十四年四月一日承認した基準給食及び昭和三十八年二月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

施設名称 所在地 基準看護 象 承認番号 給食 象 承認番号 寝具 象 採用 承認年月日

鳥取市立鳥取市古（看）一般四病棟（食）一般四病棟（寝）一般四病棟 第八号 昭和三十九年四月一日

鳥取県告示第二百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条第一項の規定により、昭和三十九年五月一日から、東伯郡羽合町及び東郷町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

東郷町

Table with columns: 変更後, 従前の区域, 大字, 字, 地番. Includes entries for 東郷町 and 東郷尾.

Table with columns: 赤鳥, 河澄, 東小橋, 折返, 九抗, 橋本, 親主. Lists various locations and their corresponding area numbers.

鳥取県告示第二百八十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項の規定による昭和三十九年度定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

昭和三十九年度定期種畜検査日程

第 一 次	第 二 次	実 施 場 所	家畜の種類
五月 八日午前九時から	五月 十一日午前九時から	岩美郡岩美町	浦富家畜検査場
午後一時から	午後一時から	鳥取市吉方	鳥取家畜市場
九日午前九時から	十二日午前九時から	八頭郡船岡町	船岡
十日	十三日	気高郡気高町	浜村
午後二時から	午後二時から	東伯郡東郷町	松崎
十一日午前十時から	十四日午前十時から	関金町	関金
午後一時から	午後一時から	倉吉市八屋	倉吉
十二日午前九時から	十五日午前九時から		

乳牛、和牛、馬、豚、山羊、めん羊

午後二時から	午後二時から	東伯郡東伯町	東伯
十三日午前九時から	十六日午前九時から	赤碕町	赤碕
午前十一時から	午前十一時から		鳥取種畜牧場
午後一時から	午後一時から		鳥取畜産試験場
十五日午前九時から	十八日午前九時から	西伯郡名和町	名和家畜市場
午前十一時から	午前十一時から	大山町	所子家畜保健衛生所
午後一時から	午後一時から	淀江町	淀江家畜市場
十六日午前九時から	十九日午前九時から	米子市両三柳	鳥取県中小家畜試験場
午後二時から	午後二時から	境港市竹内町	余子家畜検査場
十七日午前九時から	二十日午前九時から	西伯郡西伯町	法勝寺家畜市場
午後二時から	午後二時から	米子市勝田町	米子
十八日午前九時から	二十一日午前九時から	西伯郡岸本町	岸本
午後一時から	午後一時から	日野郡溝口町	溝口
午後三時から	午後三時から	江府町	江府
十九日午前九時から	二十二日午前九時から	日野町	根雨
午後一時から	午後一時から	日南町	生山

鳥取県告示第二百八十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八
条第一項の規定により、昭和三十八年度の定期種畜検査
に基づいて交付した種畜証明書の有効期間が同期間経過
後、六月以内において実施される昭和三十九年度の定期
種畜検査の日まで延長されることになった旨の通報があ
つたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

雑 報

地方職員共済組合定款の一部変更について

地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)

第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款
の一部を変更する定款を公表する。

昭和39年5月6日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。
第二十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号と
し、第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる地方開発事業団の役員

イ 徳島県開発事業団

第三十三条中「宿泊経理」の上に「住宅経理」を加える。

附 則

この定款は、昭和三十九年四月一日から施行する。た
だし、この定款による変更後の定款第二十二条第三号の
規定は、昭和三十八年十二月五日から適用する。

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和
39年度における本組合の事業計画及び予算の要旨を公
表する。

昭和39年5月6日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

昭和39年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数等

都道府県 46 一部事務 9 計 55
支部の数 47 組合等
所属所の数 8, 173

2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

組合員の種別	一	般	知事	短期	船員	船員	計
組合員数	309,212	45	3	1,114	1		310,373
給料(俸給)額	9,189,166	4,940	322,28,984	30			9,223,442
同上1人当たり額							29,717
被扶養者数	575,255	109	7	2,384	5		577,770
同上1人当たり数							1.84

3 組合役職員の数

経理単位	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	143	7	135	945	26	57	298	1,576

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理の負担金率及び掛金率(千分率)

組合員種別	負担金率		掛金率		備考		
	短期	長期	短期	長期			
一 般	31.3	55.0	1.7	31.3	44.0	1.7	長期経理負担金に、追加して費用分として別添の表を受け入れる。
知 事	31.3	69.0	1.7	31.3	55.0	1.7	
短 期	31.3	—	1.7	31.3	—	1.7	
船 員	51.3	55.0	1.7	21.3	44.0	1.7	
船 員	31.3	55.0	1.7	31.3	44.0	1.7	

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

医療給付の増嵩等に伴い、単年度不足金321百万円を生ずる。

(2) 長期経理

資金量の増に伴い、不動産投資資金として2,550百万円、貸付経理資金等として4,562百万円、地方債及び公営企業債の取得のため、3,802百万円その他を見込む。

（第3種郵便物）

(3) 業務経理
事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額100円、地方公務員である組合員については、1人当たり年額300円を見込み、また、本部の事務に要する費用として定款の規定による組合員1人当たり150円を見込んだ。

(4) 保健経理
保健事業として都道府県支部対抗球技大会の実施、海の家、山の家等の設置、レクリエーション行事、成人病対策、薬剤の配布等を実施する。

(5) 医療経理
医療施設として病院1、診療所18及び結核病棟8を設置経営する。

(6) 宿泊経理
宿泊所及び保養所として設置、経営するのは年度末には67施設（うち3施設は本年度開設）となる。なお、既設分のうち12の施設については大規模な増築又は移転新築を計画している。

(7) 住宅経理
埼玉、愛知及び岡山の3支部が新設する。3支部を通じて5,500坪の土地を取得、造成し、74口として1口当たり63坪、856千円で組合員に分譲する。

(8) 貯金経理
秋田はか15の支部が設置する。（うち千葉及び奈良本年度新設）年度末貯金総額は3,006百万円、件数122千件となる見込みである。

(9) 貸付経理
山形を除く46支部が設置する。（うち東京本年度新設）貸付金の限度を100万円に引き上げ、弁済期間を20年10ヵ月に延長し貸付利率を月利5厘に引き下げる。年度末貸付総額は9,476百万円となる見込みである。

(10) 物資経理
宮城はか13支部が設置する。食堂、理容、洗濯の各施設、物品販売、物資購入斡旋等を実施しており、

（第3種郵便物）

本年度における売上等の総額は1,858百万円となる見込みである。

6 各経理単位別の本年度収支見込みの概況は、別表のとおりである。

(単位百万円)

(別表)

区分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
(収入)										
貸入金、掛金	6,774	11,651	89	368						
施設収入 商品販売より 他の経理より			46	3	248	1,075				216
その他の収入	200	2,214	14	15	4	32	2	199	436	8
計	6,974	13,865	149	386	255	1,273	2	199	436	224
(支出)										
給付金	7,295	1,965								
役員給与			73	6	71	318		11	19	100
薬品医療材料 飲食材料					118	446				50
支払利息					4	128	1	178	393	19
他の経理へ繰入		46		172						
その他の支出			79	206	57	322	1	9	11	55

計	7,295	2,011	152	384	250	1,214	2	198	423	224
差引送期損益	△ 321	△ 11,854	△ 3	2	5	59	0	1	13	0

昭和四年四月十五日第三種郵便法認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 [定価 一部月極二五〇円(送料共)] 印刷所 県